

子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

＜基本目標1:子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援＞

現計画の評価								
基本施策	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
					各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間で終了した内容に追加、修正を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1)子どもの健やかな育ちの支援	食育の推進・食の提供	3	こども食堂の開設	【NPO】	B	こども食堂は、計画期間中、地域の団体で最大3か所開設されていました。 それぞれのこども食堂とは情報共有を図り、民間の食料支援や補助金の案内をしたり、こども食堂の市民への広報などを行いました。	2	こども食堂の継続的な運営には、人的にも経済的にも負担があり、京都府や企業の補助金等を活用して実施いただいています。近年では、食料支援や企業の寄付等も増えており、継続した情報提供に努めていきたいと考えます。また、こどもたちの間でのコミやSNS等での広報もあり、利用児童が増えている状況です。持続可能な運営のため今後も協力が必要だと感じています。
		4	食事の提供支援についての研究	こども家庭課	B	・母子寡婦福祉会の事業として、ひとり親家庭に対し、食料品・生活必需品等の配布事業を実施され、市としても広報や配布について協力しました。 ・また、南丹市社会福祉協議会では、物価高騰や長引くコロナ禍への影響により生活が大変になった家庭に対し、食料品・日用品の配布を実施され、市としても関わりのある家庭への広報等に協力しました。 ・令和6年度以降は、NPO法人が実施されている食料支援と協働で、こども家庭課の関わりがある支援が必要な家庭に食料が届くよう連携を図って実施しました。 【弁当・食料を計6回、延べ166人の児童に配布】	2	今後こども食堂のない地域、必要な家庭に食料が支援できるよう、各団体やNPO法人等と連携するとともに、フードバンクや企業との連携についても検討していくことが課題です。
(2)子どもの居場所づくり・交流や..	居場所の開設	4	子どもの居場所開設	【NPO】	B	NPO法人以外にも地域の団体や支援者でこどもの居場所を開設していただきました。	1	地域の団体や支援者が主になって、それぞれの地域でこどもの居場所を開設いただいています。今後も引き続き、こどもの過ごしが保障できるよう地域と行政とが協働していくことが求められます。
		5	第三の居場所開設	こども家庭課	A	令和2年10月にB&G財団からの助成金を受け、「子ども家庭サポートセンターRuri」を開設し、現在に至っています。 こどもたちの安心安全となる居場所を提供し、生活習慣の基礎や学習習慣の定着支援のために、サポート教室や体験活動に取り組みました。また、令和4年12月から送迎ができる仕組みを整え、利用できる児童の校区を広げ受け入れました。 【令和6年度利用児童実人数:21人】	2	現在、「子ども家庭サポートセンター」のサポート教室を利用できる児童は、園部町、八木町と限られており、南丹市内のこどもたちを必要な支援につなげられるよう、児童育成支援拠点事業の在り方を検討していく必要があります。

■子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

＜基本目標1:子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援＞

現計画の評価								
	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
体験機 会の充 実	交流や体験機会の充実	3	体験活動の実施	【NPO】	A	ドリームえんじんネットワークでは、こどもたちの社会性や自立する力が身につくことを目的とした体験活動(ドリームキャンプ)を継続して実施されました。 また、その中で令和3年度、4年度については市の事業としてドリームえんじんネットワークに事業委託をしました。市の委託事業としては終了いたしましたが、ひとり親家庭等にクーポンを配布し、多くのこどもたちが参加しやすいよう、引き続き協力しました。	2	令和5年度から委託ではなく自主事業として実施をされていますが、より多くの子どもたちが参加しやすいよう今後もドリームえんじんネットワークと協力していきたいと考えます。
(3)子 ども の学 びの 支 援	学習支援の推進	1	生活困窮者世帯に対する学習支援	福祉相談課	B	子どもの学習・生活支援事業として、小学生及び中学生を対象とし、学習支援員(会計年度任用職員1人)が対象家庭(生活保護受給世帯及び生活困窮世帯)を訪問し、こどもの家庭学習の定着に向けて支援しました。 対象世帯は、母子世帯が大半であり、普段からの家庭学習の意識づけや家庭環境について保護者に助言し、関係機関と連携した総合的な支援に繋がっています。	2	こどもの家庭学習に関しては、こどもたちが置かれている家庭環境が大きく影響している場合が多いです。両親の離婚や、親が精神疾患を抱えているケースが多く、学習支援員単独の支援ではなく、ケースワーカーや相談員(こども家庭課)、学校や民生児童委員など関係機関と連携した支援が今後も求められます。
		3	学習サポーターの登録・派遣	こども家庭課	E	こどもの居場所での学習サポーターとして、明治国際医療大学、龍谷大学に協力を依頼し学生ボランティアを募集したり、ボランティアの活用について南丹市社会福祉協議会と協議しました。 学生ボランティアには、長期休暇等を利用し短期間活動していただいています。学習サポーターとしての登録制度を設けることはできませんでした。	3	学生などにボランティアで関わってもらえるよう、今後も大学等と連携し周知が必要と考えます。
	就学・進学支援の充実	2	生活保護法による教育扶助(小中学生)、生活扶助(一時扶助)(小学生)	社会福祉課	A	生活保護受給世帯のこども(令和3年度・小中学生22人、令和4年度・小中学生24人、令和5年度・小中学生24人、令和6年度・小中学生24人)に対し、教育扶助費を支給しました。また、生活保護受給世帯のうち、小学校または中学校へ入学することもある世帯に対し、生活扶助費として入学準備金を支給しています。	1	生活保護法に基づき、対応しています。
	専門家による支援	1	ユース・アシスト～立ち直り支援チーム～との連携	【京都府】(こども家庭課)	A	非行等の問題を抱えるこどもの立ち直りを支援するため、家庭支援総合センターと連携し、支援が必要なこどもを支援員につなげ、継続した関わりを行いました。	1	関わりが途絶えないように、家庭支援総合センターや支援員との連携が必要となります。
		2	なんたんユースHUB(ハブ)との連携	【京都府】(こども家庭課)	E	年2回のネットワーク会議には参加し、関係者の顔つなぎは継続しましたが、個別に連携する対象のこどもはありませんでした。	3	今後もネットワークはつながりながら、対象のこどもがいれば、連携していきます。

■子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

＜基本目標1:子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援＞

現計画の評価								
	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
(4) 将来の自立に向けた若者への支援	就労支援	1	若い世代への就労支援の充実	商工観光課	B	「京都ジョブパーク」による就職相談会について、市の広報紙への掲載や市内施設へのチラシの配架等の周知を継続して行いました。 また、「なんたん地域若者サポートステーション」と連携して南丹市内において職場見学や職場体験を実施し、その後同企業への就職につなげることができました。 南丹市内在住の「なんたん地域若者サポートステーション」の利用者のうち、令和2～6年度中の就職者等数は、延べ16人です。(令和6年度:3人)	2	市広報紙やチラシ等による情報発信は継続して行っていますが、SNSを活用した情報発信ができておらず、若者へ情報が届きづらい状況があるため、強化する必要があります。
	居場所開設	1	不登校・引きこもりの子どもへの居場所提供	【NPO】	B	地域の団体では、不登校やひきこもり、登校渋りのあるこども等への支援として居場所を開設し支援されています。市のかかわりの中で必要なこどもたちを、居場所につなげるなど取り組みました。 しかし、令和5年度をもって活動を休止されたNPO法人もあり、継続した居場所での支援については人的、金銭面での難しさも感じました。	3	必要としているこどもたちをつなげることができるよう、継続した居場所の運営について、団体と一緒に協議しながら行政ができる支援についても検討していく必要があります。
	情報発信の充実	1	進学に向けた支援情報の周知の強化	こども家庭課	E	具体的な検討には至りませんでした。	3	引き続き検討する必要があります。
		2	子ども達への情報発信の強化	こども家庭課	D	令和6年度より「こども家庭センター」のインスタグラムアカウントを作成し、情報発信に努めましたが、こどもたち向けの情報を伝えることまではできませんでした。	3	今後、SNSの活用の有効性など発信の方法について、学校や関係機関と検討する必要があります。

■子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

＜基本目標2:生活基盤の安定と経済的支援＞

現計画の評価								
基本施策	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
					各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間が終了した内容に追加、修正を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 保護者への生活支援	生活基盤の確保	1	生活困窮者自立相談支援事業(暮らしの相談窓口)	福祉相談課	B	生活困窮者自立相談支援事業 南丹市アウトリーチ等自立相談支援機能強化事業 (南丹市社会福祉協議会へ委託) 南丹市社会福祉協議会に生活相談センターを設置し、専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が関係機関や地域のネットワークと連携しながら、生活困窮者の自立や課題解決に向けて、支援に取り組みました。	2	近年の相談内容をみると、世帯の抱える課題が複雑化・複合化しているケースが多いです。特に、精神疾患や社会的孤立(ひきこもり)、8050問題、派遣切りに関する相談が増加しており、寄り添った伴走的な支援が求められます。
		2	生活困窮者家計改善支援事業(暮らしの相談窓口)	福祉相談課	B	家計改善支援事業(南丹市社会福祉協議会へ委託) 家計の収支バランスに課題を抱える生活困窮者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援しました。	2	相談の中で家計管理が難しく、カードローンなど多重債務に至るケースが多くみられます。本制度を利用された方に対しては、家計改善に向けて支援をしますが、あくまでも本人契約のため、必要と思われるケースがあっても本人の同意が得られなければ介入できない課題もあります。
		3	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	福祉相談課	B	住居確保給付事業 離職や収入減少によって住居を失う恐れがある生活困窮者に対し、3か月間を基本に家賃相当額を支給し、求職活動を支援しました。	2	本事業の利用期間中に就職及び課題解決に結びつかないケースもあります。相談時に離職理由について十分聴取り、複雑化した課題がないか当初の段階で確認しておくことが大事だと感じています。
		4	生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)	福祉相談課	B	一時生活支援事業 住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、住宅の確保や求職活動などを支援しました。	2	南丹市内で本事業の利用可能な施設は、1か所のみです。よって、本事業の受入可能な施設が今後増えることが理想ではあります。
		5	外国人のための日本語支援	地域振興課	A	生活する上で必要な日本語の取得に向けて、週2回市民ボランティアによる教室を開催しました。	1	年間を通じて日本語教室を開催することで、日本語の習得による生活基盤の確保に繋がりました。
	生活支援	1	モノ支援	こども家庭課	B	令和4年度から、殿田中学校生徒会と協働で、学用品やおもちゃなどのリユース事業に取り組みました。収集した学用品やおもちゃを、地域の子育て団体、子育てすこやかセンター、社会福祉協議会、相談員など支援者向けに譲渡会を実施し、子育て家庭に配布しました。	2	貧困対策の事業ではありますが、教育活動の一環でもあり、引き続きSDGsの視点から事業を実施していきます。
		1	生活困窮者自立相談支援事業	福祉相談課	B	就労準備支援事業 離職者に対し、ハローワーク等と連携して求職活動に取り組み、世帯の自立や課題解決に向けて支援しました。 また、就労や生活習慣に課題を抱える生活困窮者に対して居場所を提供し、伴走型支援などを通じて就労体験や日常生活の自立支援に取り組みました。	1	ハローワークやなんたん障がい者等・就業支援センター等と連携し、一般雇用枠、障がい者雇用枠、A型・B型作業所、就労体験メニューなど、幅広い内容でケースに寄り添った支援をしています。しかし、長期間離職している者や就業経験が全くない者についての支援は非常に難しいです。

■子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標2:生活基盤の安定と経済的支援>

現計画の評価								
	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
護者への就労支援	就労支援	2	就労支援の充実	商工観光課	B	「京都ジョブパーク」による就職相談会について、市の広報紙への掲載や市内施設へのチラシの配架等の周知を継続して行いました。 また、「なんたん地域若者サポートステーション」と連携して南丹市内において職場見学や職場体験を実施し、その後同企業への就職につなげることができました。 南丹市内在住の「なんたん地域若者サポートステーション」の利用者のうち、令和2～6年度中の就職者等数は、延べ16人です。(令和6年度:3人)	2	市広報紙やチラシ等による情報発信は継続して行っていますが、SNSを活用した情報発信ができておらず、若者へ情報が届きづらい状況があるため、強化する必要があります。
(3) 経済的支援	手当・医療費助成等の充実	3	生活保護費支給事業	社会福祉課	A	生活保護受給世帯に対し、生活保護法に基づく生活扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、医療扶助、介護扶助のいずれか該当する扶助費を支給し、最低限度の生活保障と自立の助長のために支援しています。	1	生活保護法に基づき対応しています。

■子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標3:社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり>

現計画の評価								
基本施策	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度評価	評価の理由・課題
					各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	令和2～5年度中に実施した取組の内容を複写しています。 令和6年度を終えて、計画期間内5年間が終了した内容に追加、修正を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1)連携体制の構築	地域での気づき	1	主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	福祉相談課	B	令和2～4年度については、感染症の流行もあり、地域の行事の縮小・中止により活動も制限された中ではありましたが、令和5年度以降は毎月の登下校見守り活動や、駐在所との情報交換を続けることにより、地域におけるこどもたちの生活の実態把握に努めるとともに学校教職員との連携体制の基盤構築を図りました。	2	核家族世帯の増加に伴う家庭や地域におけるつながりや支え合いの希薄化により、家庭の状況やこどもたちが抱える問題が分かりにくくなってきています。また、少子高齢化により、こどもたちを見かけることがほとんどないような地域もあるのが現状です。そんな中でも、それぞれの地域行事を通じての交流や登下校の見守りを続けることにより、少しでもこどもたちの生活実態を把握できるよう努めることができました。また、部会や地区会議の中で意見交換しながら、委員同士で情報を共有することができました。
	庁内連携	1	庁内連携組織の設置(庁内調整会議の設置)	こども家庭課	A	令和3年度より「南丹市子どもの貧困対策庁内推進委員会」を設置して、本計画を推進と貧困対策の総合的かつ効果的な推進を図りました。	2	今後も市の課題や施策などについて協議していく必要があります。
	課題への気づき	1	気づきマニュアルの作成	こども家庭課	A	令和4年度、気づきマニュアルを作成して、南丹市民生児童委員協議会や市役所内各課へ配布しました。	2	今後も、地域の方の気づきにつながるようマニュアルを広めていく必要があります。
(2)気づきの育成・つなげる人材	理解推進	1	子どもの貧困への理解の推進	こども家庭課	A	地域の支援者向け、市民向けの研修を継続的に実施し、当事者の声を届ける映画の上映やヤングケアラーについての研修、事例を通じた情報共有に取り組みました。 ・令和4年度 「地域社会全体で支えるヤングケアラー」支援者22人 ・令和5年度 「当事者の声を聞いて地域での支援を考える」映画上映・当事者との意見交流 支援者41人 ・令和6年度 「こどもたちが安心して幸せに暮らせる社会を目指して」参加者75人(市民向け)	2	今後も地域と行政とが一緒になり、今後も継続して子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

■子どもの貧困対策推進計画総括

※第2期子ども・子育て支援事業計画と重なっている事業は省略しています。

<基本目標3:社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり>

現計画の評価								
	施策	個別事業に対する評価						
		No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画期間中の取組内容(令和2～令和6年度)	現計画期間中の事業の達成度 評価	評価の理由・課題
(3) 社会全体での 子どもの支援	地域における連携体制	1	地域応援ネットワーク会議 (仮称)の開催	こども家庭課	B	南丹市社会福祉協議会など様々な関係機関と意見を交わす場を持ち、子どもの貧困対策について情報共有や方向性について確認しました。 令和5年度より南丹市社会福祉協議会と共同で、「きぼうのつながり研究会」と称し、地域の実務レベル支援者が繋がる場、困り感を共有する場を提供し、研修や意見交換などに努めました。	2	今後もそれぞれの団体や関係機関の活動や役割をお互い認識し、市全体の機運醸成が図れるネットワーク作りに取り組んでいく必要があります。
		2	持続可能な支援活動の研究	こども家庭課	E	具体的な検討には至りませんでした。	4	引き続き検討、協議する必要があります。
	情報発信	1	情報発信についての研究	こども家庭課	B	南丹市公式ライン、ホームページでの発信のほか、令和6年度より「こども家庭センター」のインスタグラムアカウントを作成し、情報発信に努めました。 【令和7年7月現在:投稿数70 フォロワー数299】	2	今後も引き続き、SNSでタイムリーな情報発信に努めてまいります。